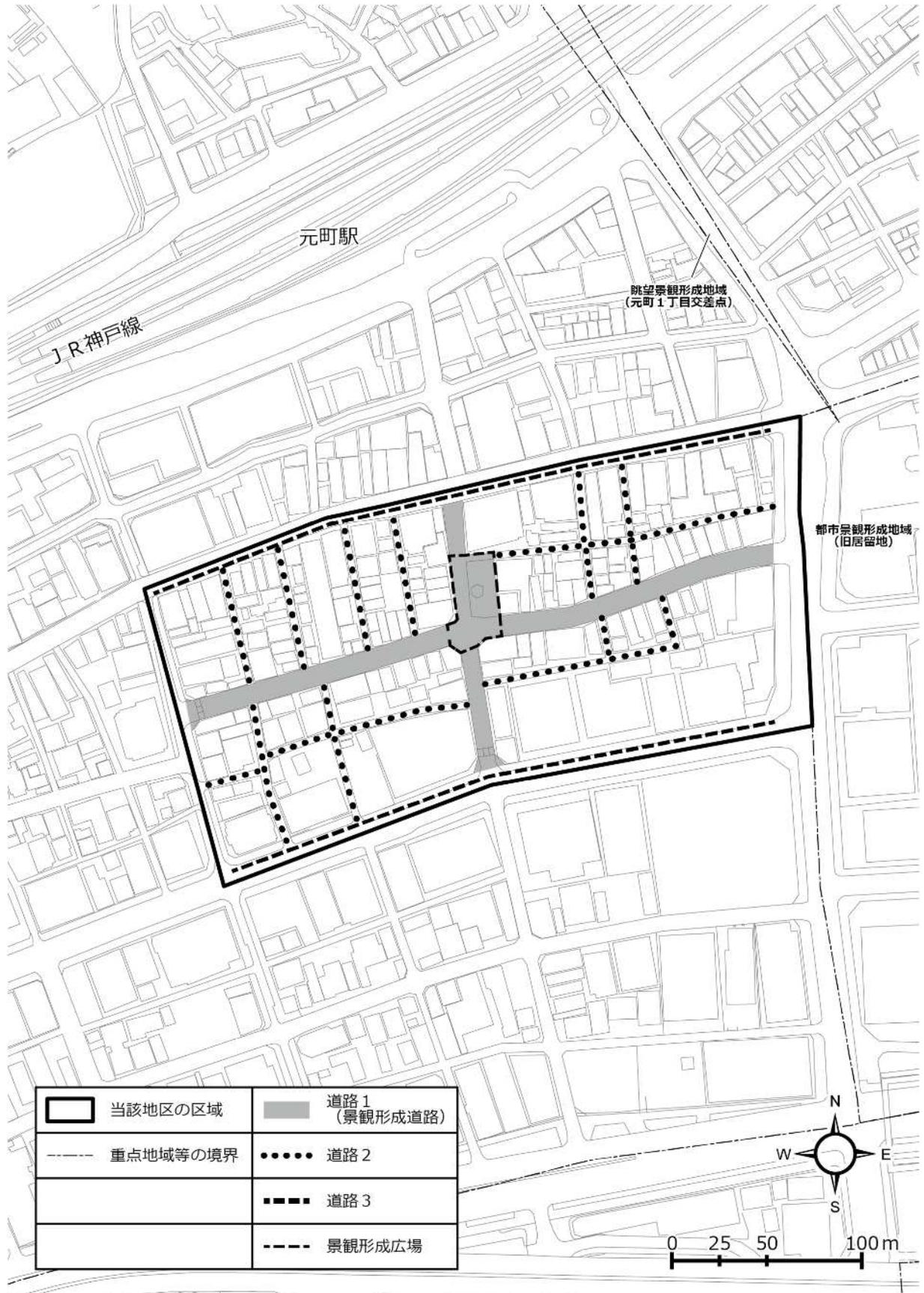


(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

神戸港の開港にともなって外国人居留地の西側に中国系在留民の居住地として形成された地区である。地区を東西・南北に通る主要道路とその中央にある広場沿いを主として店舗等が集積し、異国情緒あふれる景観を形成している。

景観形成の基本方針

活気あふれるまちなみの形成を図る

地区全体として、周辺商業地との関係に留意し、都心商業地にふさわしい活気あふれるまちなみの形成を図る。

異国情緒豊かなまちなみの形成を図る

地区の個性を明確化し、外国文化とのふれあいの場となるように、中国風建築物に代表される異国情緒豊かなまちなみの形成を図る。

地区を際立たせる個性を演出する

中国系業種等の集積を生かし、周辺の商業地や業務地から際立っている当地区の個性を伸ばし、演出していく。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 当地区の個性を明確化し、異国情緒あふれるまちなみを形成するため、建築物等の意匠等について重点的な誘導を行う。
- 2 都心商業地にふさわしい、活気あふれるまちなみを形成するため、建築物の用途等についても誘導する。
- 3 景観形成上、特に重要と考えられる道路・広場を景観形成道路及び景観形成広場として設定し、これに面する建築物等に対して重点的な誘導を行う。

景観形成道路と景観形成広場

景観形成道路

この地区の景観形成上、特に重要と考えられる道路であり、これを軸に国際色豊かにぎわいのある景観を形成するよう、特に建築物の低層部分を中心に積極的なまちなみの演出が望まれる。

景観形成広場

この地区の景観形成の核となる開放的な空間をもつ広場で、周辺と一体となって、国際色豊かにぎわいのある景観を形成するよう、視覚的な広がりの中で、建築物上部にまで配慮したデザインが望まれる。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

		道路1（景観形成道路）沿い	道路2沿い(道路3に接する敷地は除く)
形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○低層部分及び景観形成広場に面する部分は、中国風の建築物などに代表される地区の個性を際立たせるため、国際色あふれる商業地のにぎわいに配慮する。 ○その他の部分は、低層部分との調和に配慮する。	○低層部分は、活気あふれる商業地としての地区の個性を際立たせるよう配慮する。 ○その他の部分は、地区の景観に配慮する。
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○道路1に面して閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 ○1階部分は、店舗など、まちなみににぎわいと連続性に配慮したものとする。 ○駐車場の出入口は、道路1に面して設置しない。	○ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 -
		日よけ・雨よけテント	○必要最小限のものとし、地区の景観に配慮した意匠とする。
	アーケード	○原則として設置しない。	-
	建築設備等	○見えない位置に設ける、建築物の中に取り込む、覆いをするなどまちなみ景観に配慮する。	
壁面の位置の制限		○道路1の境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、高さ2.5m未満の部分において、1m以上とする。	-
壁面後退部分		○道路1の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。	-

夜間景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
まちなみの連続性・にぎわいの形成		○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

		道路1（景観形成道路）沿い	道路2沿い（道路3に接する敷地は除く）	
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。		
		○中国風情緒を高めるのに効果的な高彩度の色使い、レリーフ等の造形など形態・材料・色彩等の工夫及び字体や表現の工夫により、個性的な意匠となるよう努める。	－	
	配置・ 位置	○快適な歩行者空間を損なうことのないよう、掲出位置に配慮する。		
		○活気あるまちなみにふさわしく、リズム感のある連なりを生み出すよう、隣接する広告物との掲出位置に配慮する。		
	種別	○道路から上空への開放的な視界の広がり確保する。		－
		○表示面積は7㎡未満とする。ただし、自家用広告物又は地区の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。		
規模・ 掲出数	○快適な歩行者空間を損なうことのないよう、壁面との調和に配慮した、親しみの持てる大きさとする。			
映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。			

夜間景観形成基準

す べ て の 広 告 物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照、外照式に限らず広告物の照明により、夜間景観の向上に寄与するよう努める。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		演出	○道路1（景観形成道路）沿いについては、中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの区分により、効果的な照明に努める。
映像 装置	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。